

岬町告示第40号

下記工事に係る工事委託契約について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年5月15日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（2期工事）
- (2) 工事場所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2352番地の19外
- (3) 工期 議会の議決日から令和9年3月19日まで
- (4) 工事概要 [工事対象]  
町営多奈川小田平住宅 38棟のうち16～38棟  
[主な工事内容]  
屋根及びとい改修工事 一式  
外壁改修工事 一式  
アスベスト含有塗材除去工事 一式  
その他改修工事 一式
- (5) 予定価格 300,500,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
- (6) 調査基準価格 259,919,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
- (7) 入札保証金 岬町契約規則（平成18年岬町規則第16号。以下「契約規則」という。）第12条第1項第3号の規定により免除とする。
- (8) 入札方法 ア 持参  
イ 入札回数は、1回とします。
- (9) 落札者の決定方法 通常落札方式。ただし、調査基準価格を下回った額の入札があった場合は、低入札とし調査を実施する。なお、失格基準を下回った額の入札があった場合は、当該事業者について失格とする。
- (10) 前払金 請求可（請負代金の4割（10万円未満切捨て）。ただし、前払金を受けた後において、工事内容の変更その他の理由により請負代金が減額された場合において、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の100分の75以下となったときは、請負者は受領済みの前払金額から減額後の請負代金額に対する前払金額を差し引いた額を発注者の請求に基づき返還しなければならない。）
- (11) 部分払い 可（既済部分の代価の10分の9以内とする。なお、部分払いは4か月を超える必要があり、令和8年度に1回とする。）
- (12) 中間前払 可（請負代金額の2割を超えない額とする。なお、中間前払は工期

の2分の1を経過していること。)

- (13) 議会の議決 要
- (14) 建設リサイクル法 該当する

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

岬町の「令和7・8・9年度 岬町建設工事入札参加資格審査申請登録業者」に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たしている者。

- (1) 建築一式工事の登録を有し、かつ、次のア又はイのいずれかの資格を有すること。
  - ア 岬町建設工事業者格付要領第7条に基づく等級別格付け基準の建築一式工事A等級に格付されていること。(町内・準町内業者のみ該当)
  - イ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査結果の総合数値が、建築一式工事において819点以上1,009点以下の者であること。
- (2) 建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を得ていること。
- (3) 令第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認時点及びその後の入札執行日までの間において、大阪府の入札参加停止措置若しくは入札参加除外措置又は岬町建設工事等指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年岬町条例第18号)に規定する入札参加への排除措置を受けていないこと。
- (6) 大阪府内に本社、支店又は営業所を有すること。
- (7) 専任の主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- (8) 公告日から起算して過去5年間に、国又は地方公共団体において、建築一式工事の実績を有すること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (11) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

## 3 入札日程等に関する事項

- (1) 入札関係書類等の公開
  - ア 公開期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月21日（木）まで

イ 公開方法

岬町のホームページに掲載します。

<https://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/soumu/somu/nyusatu/>

(2) 入札参加申請書の提出

ア 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月21日（木）まで

イ 提出方法

入札参加を希望する者は、下記の電子メールアドレスに、件名「町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（2期工事）（会社名）」として、ウ 提出書類（PDF変換したファイル）を添付して送信ください。

メールアドレス：soumu@town.osaka-misaki.lg.jp

ウ 提出書類 ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）

・配置予定技術者調書（様式2）

・工事の施工実績調書（様式3）

・誓約書（様式4）

※各様式の添付資料は写しで構いません。

エ 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認の結果については、令和8年5月26日（火）にメールにて通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、令和8年5月29日（金）午前10時から正午までに、その旨を記載した書面（任意様式）を受付方法にある電子メールアドレスに送付ください。その回答は、令和8年6月3日（水）午後4時から岬町総務部総務課で行います。

オ その他

資料作成経費は提出者の負担とします。また、提出された資料は返却いたしません。

(3) 設計図書等の配布及び質問

ア 設計図書等の配布

設計図書等は、岬町ホームページにおいて次の期間中ダウンロードすることができます。

ダウンロード期間 令和8年5月15日（金）から5月21日（木）まで

※ 圧縮解凍に必要なパスワードは、入札参加申請書の受付時に交付します。

※ 現場説明は、実施しません。

イ 質疑書の提出期間

令和8年5月28日（木）午前10時から正午まで

ウ 質疑書の提出方法

質問の有無に関わらず、入札説明事項質疑書をメールにて、件名「（質疑書）町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（2期工事）（会社名）」として送信ください。質問がない場合は、「質問なし」と書いて提出ください。なお、質問書は任意様式

とします。

メールアドレス：soumu@town.osaka-misaki.lg.jp

エ 質問に対する回答

令和8年6月2日（火）に、岬町ホームページに掲載します。

<https://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/soumu/somu/nyusatu/>

(4) 入札の場所及び日時

- ア 入札場所 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1  
岬町住民活動センター（岬町役場敷地内）
- イ 入札日時 令和8年6月5日（金）午前10時00分

4 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除します。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額を違約金として徴収するものとし

(3) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参してください。

(4) 代理人が入札を行うとするとき、委任状の提出がない場合、入札に参加することができません。また、委任状は代理人の印で修正することはできません。

(5) 入札参加申請書の提出後、入札参加を希望しない場合は、入札辞退届を下記の電子メールアドレスに、件名「町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（2期工事）（会社名）」として送信ください。

メールアドレス：soumu@town.osaka-misaki.lg.jp

(6) この公告に示した競争入札に参加する者の必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者及び入札者心得に違反した入札は、無効とします。

5 契約

(1) 契約金額

落札者の入札金額に100分の10を加算した金額を契約金額とします。

(2) 契約書の作成

この事業の契約にあたっては、契約書の作成を要します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただきます。ただし、岬町契約規則（平成18年岬町規則第16号）第36条第3項各号に該当する場合は免除することとします。

6 問合せ先

総務部総務課情報法制係

電話（直通） 072（492）2721

F A X            0 7 2 ( 4 9 2 ) 5 8 1 4  
電子メール        soumu@town.osaka-misaki.lg.jp